

(件名) 川内原発20年運転延長中止を求める陳情書

(陳情の趣旨)

元原子力プラント技術者の後藤政志氏は、知事から「原子力行政に批判的な技術者」として鹿児島県専門委員会分科会委員に呼ばれました。後藤氏は「はじめのうちは思っていることを自由に言わせてもらったが、最後の分科会は、まだ問題点の指摘が終わっていない段階で、釜江克宏座長が強引に打ち切った」と非難しています。

後藤正志氏が、「最も危惧するのは原子力圧力容器のぜい性破壊だ」と忠告しています。船舶設計にも携わっていた後藤氏は、「金属は疲労すると粘りがなくなり、高温の金属は冷たい水と接すると急速に収縮することによってぜい性破壊を起こす。分厚い鉄板も静かな海で簡単に壊れることがある。鉄製の船舶ではしばしば見られることだ」と指摘し、原発の場合は、重大事故が起きた場合に冷却水で原子炉圧力容器がガラスのように壊れないのか、徹底して調べる必要があるが、九州電力は圧力容器全部ではなく一部しか検査をしていないと警鐘を鳴らしています。

また当初は、報告書を両論併記するとも言われていましたが、実際には後藤氏などのかなり批判的な意見については、簡単に触れるにとどめ、ほとんど延長運転に支障はないという報告書になったことに憤りを感じていると述べました。

加えて、分科会の審議中に、川内原発と同じタイプの関西電力高浜原発4号機で、原因不明の自動停止事故が起こったにも関わらず、九州電力は「川内原発とは関係ない」という態度をとったことは、九州電力に危険な原発を運転する資格はないと言わなければならないときびしく批判されました。

後藤氏はその他にも、水蒸気爆発の危険があること、加圧水型では沸騰水型よりも水素爆発が起こりやすいことなど、さらに慎重に審議すべき課題が多くあると指摘されています。

また運転延長がされれば使用済み核燃料が排出され、使用済み核燃料プールは数年後には管理容量がほぼ満杯になり原発は動かせません。九州電力の池辺和弘社長は、青森県六ヶ所村の再処理工場に搬出する旨の発言をされていますが、再処理工場は26回も本格稼働に失敗しています。稼働させることだけを考え、廃棄物をどうするかを考えない原発は欠陥システムだと言えます。

さらに新規制基準である火災防護審査基準に基づいた設工認通りの工事をしていなかった問題は看過できません。九州電力は原子力発電所の安全確保のため「福島第一原子力発電所の事故を教訓に、国の新規制基準を踏まえ、重大事故を起こさないための対策や、万が一の重大事故に対処するための対策の強化を図り、原子力発電所の安全運転に万全を期してまいります」と印刷物などで県民に約束しています。県民との約束を破り、当初の設工認通りの工事を直ちに行わないすなわち「やると言っていない」九州電力に危険な原発を動かす資格はありません。

以上を踏まえて下記について陳情します。

記

以下の3点の理由より、川内原発の延長運転に反対してください。

- 1, 延長運転の危険性について十分に審議されていないこと。
- 2, 延長後数年で、使用済み核燃料の行き場を失うこと。
- 3, 当初の設工認通りの工事がなされていないこと。

以上